



ASK Monthly 通信

Vol. 41

2018年 2月号

編集・発行 / 愛知商工連盟協同組合

〒461-0040 愛知県名古屋市東区矢田 1-3-11



ともに目指す！
お問い合わせください。
ご相談お待ちしています。

立春の候、皆様には益々ご隆盛のこととお慶び申しあげます。

さて本紙1月号において今年度は本組合創立45周年の年だと申し上げました。今から15年前白鳥センチュリーホールにおいて創立30周年記念行事を、ゲストに美輪明宏さんを招いて開催したことがつい先日のように思われます。区切りの年との概念から申せば次は50周年となるところですが、理事会において45周年記念行事を開催することが決定され準備委員会を設置し大いに検討しているところです。

あえて45周年を節目と捉えるには明確に理由があり、5年先の50周年を俯瞰するのが困難になるほど大きな社会の変化があるからです。人口減、高齢化・労働力不足・後継者難による事業継続の困難、世界（とりわけアジア）における政治・経済・市場動向の激変、AIやIT技術の急速な進歩は、何の対策もなさず手をこまねいていては1年後の姿さえ見出しが出来なくなりつつあります。これは組合のみならず事業者たる組合員様にも言えることであり、今この時期こそが組合、組合員一致団結し組合理念を実現するための好機ととらえたいと思います。50年100年後を輝く未来とするために、ともにスタートしようではありませんか

愛知商工連盟協同組合 理事長 鹿島 均

45周年記念イベントは
9月9日(日)に
決定！

第4回 45周年記念催事企画委員会

1月 23日 於：本部 3階会議室

出席者：委員5名
鹿島均理事長、野田誠次委員長、近藤順彦理事、
上野崇子理事、今泉真徳理事
*記念催事プロデューサー：三ツ口洋一
*委員会顧問：森本和義 (ASK50 ビジョン)

一 議 題

計7名

- 事業目的とASK50 ビジョン
 - イベントプロデューサーとビジョンプランナー
 - 記念催事の大枠とスケジューリング
 - 参加規模と予算
- (参加費、広告費、パンフレット、記念品、会場費、式典、懇親会等々)

→ 3月
計画策定
工程表
担当割

- 4月 ← → 8月
講演者ブッキング
会場手配
広告募集
パンフ製作・印刷・配布
チケット販売
記念品製作
- <9月9日>
1部：記念講演（著名文化人）
午前約90分
2部：記念式典（ゲストスピーカー）
着席ランチ（ステージエンタメ）
午後約2時間
14:00頃終宴

私たちが第12回名古屋中国春節祭を特別協賛
1月 5日、6日、7日の3日間、正月気分の残る中、名古屋栄久屋大通り久屋広場・エンゼル広場で毎年の恒例行事になった第12回名古屋中国春節祭が開催されました。今回も私たちは春節祭を特別協賛！情報ブースを出展し組合の存在をアピールしました。中国人技能実習生達はステージの上で演舞を披露し、日本での春節祭をおおいに楽しみました。



愛知商工連盟協同組合は2017年11月1日 技能実習法に基づく一般監理事業（優良な監理団体）の許可を取得しました。『許可番号 許 1706000229』「一般監理事業」においては通常の3年間（1号・2号）の技能実習生の受け入れに加えて条件付きですが2年間の受け入れの延長（3号）が可能となります（特定監理事業ではとり扱うことができません）。



組合員様 OB の株式会社ネクステージ様が さとがえり。

本紙第2号（2014年11月号）にも掲載の株式会社ネクステージ様が 鹿島理事長に里帰り報告。

今秋！名古屋市天白区にジャガー・ランドローバー正規ディーラー店をグランドオープンする。

現在は「ジャガーハウス」「ランドローバーハウス」を仮店舗にて開設し、銳意営業展開中。

愛知県最大級のショールームの完成はこの秋、待ち遠しい。



本紙第2号
(2014.11)

東証一部上場
株式会社ネクステージ
広田 靖治 社長

クルマの総合商社、日本一になるのが目標です



オープン告知
カタログ等

司法書士・行政書士
林 清忠 事務所

林 清忠

★ 中小企業経営承継円滑化法について その3

前回からの続きで、Q & A方式でご説明させていただきます。

Q 4. 最終的に相続税がかかる仕組みなら、あえて贈与する意味は何ですか？

A 4. 税金のことを考えず一般論で言うと、後継者に株式を集中させることは経営の安定をもたらしますので、相続よりも贈与によって早くしておいた方がいいかと思われます。この点、事業承継税制を利用すれば、早く後継者に株式を譲渡することができます。

A 4 + α

納税猶予を継続してもらうために、贈与又は相続から「5年間平均」で「8割以上の雇用を確保」をしなければならないという要件があります。先代が元気なうちに、贈与で事業承継を行えば、相続で事業承継を行うよりもこの要件が継続しやすくなります。さらに（適切かどうかは別として）、贈与の場合、「8割以上」のスタートラインとなる従業員の数も調節が可能です。（前回のA 3. の通り、贈与者が死亡したときは相続税の納税猶予に切り替わりますが、さらに「5年間」は課されません。さらに、贈与税の納税猶予の適用と相続時精算課税制度との併用も可能となり認定が取り消されたときのためのリスク回避が多少は可能となりました。）



<法務局登記簿から>

一般社団法人生活かいぜん支援協会

代表理事
税理士

山口 徹

目的

当法人は、中立的・専門的な立場から、日常生活に関する情報を提供することにより、地域社会に貢献するとともに、地域に暮らす人々が抱える各種課題及び問題について解決支援するための総合的な相談窓口となること及び当法人の目的に賛同する各種訪問事業を行う優良な事業者を指導し、当該事業者を地域に暮らす人々に紹介することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 相続及び高齢者の生活に関する相談・助言
- 高齢者介護事業者等へ健全な経営に資する情報や助言、役務の提供
- 講演会、セミナー等の企画、運営及び講師の派遣
- 相続に関する事項の調査研究
- 会員の相互扶助に関する事項
- 高齢者生活支援サービス
- 健康生活支援に関する各種講座の企画、運営
- カルチャーセンターの運営
- 訪問事業者のコンサルティング
- 古物商
- 前各号に付帯する一切の事業



なごの相談所
名古屋市西区那古野一丁目13番1号 支配人、税理士

山口 徹

山口 徹

山口 徹

山口 徹